

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

<b>事業名</b>	私立大学等の学生に対する授業料等減免		<b>担当部局</b>	高等教育局私学部		<b>作成責任者</b>				
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	私学助成課		私学助成課長 森田 正信				
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興						
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	私立学校振興助成法第7条		<b>関係する計画、通知等</b>	「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)						
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について私立大学等経常費補助金(特別補助)の中で増額措置(2/3補助)を行いつつ、支援を行うものである。									
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	【対象】 被災学生に対する減免事業等を行っている全国の大学等 ※今回の原子力発電所の事故による災害によって経済的に修学が困難となった学生等を含む(平成23年5月12日付け文部科学省高等教育局私学部私学助成課事務連絡参照) 【配分方法】 減免等に係る事業費の2/3を配分									
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
<b>23年度予算額</b> (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
	-		3,364		-		1,356		4,720	
<b>成果目標</b> (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		<b>活動指標</b> (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の果報に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
	免除対象者数		人	23年度	(年度)		実施学校数		学校	(544) 544
<b>単位当たりコスト</b>	約603,848(円/人)		<b>算出根拠</b>		文部科学省による各学校法人の授業料減免等の実施計画に関する調査結果を基に算出					
<b>事業所管部局による点検</b>										
項 目					内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「奨学金や就学支援等の支援」や「奨学金、授業料免除等の多様な手厚い就学支援」の重要性が示されており、整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					これまで地方公共団体等から学生への経済的負担軽減に対する要望が寄せられ、自宅が全半壊したり親等の主たる生計支持者を亡くした学生が対象となっており、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見直しなど)。					被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により就学を断念することがないよう、各私立大学等がこれらの学生に対して授業料等の減免を行うものであり、学生の就学機会確保のために効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により就学を断念することがないよう、就学機会を確保することが重要であり、費用対効果や効率性の検証にはなじまない。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					私立大学等が行う授業料等減免に対して国が一部助成を行う事業である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					国立大学、国立高等専門学校等の学生に対する授業料等減免についても、それぞれ実施することとしており、整合が図られている。また、実施にあたっては、各大学の定める免除規程等に基づき、計画的に行われる予定。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					日本私立学校振興・共済事業団が学校法人に対し私立大学等の授業料減免について補助金を交付する。各学校法人からの申請に基づき、細目にわたる明確な配分基準により補助金額を算定し、補助金を交付するため、透明性が確保されている。					